

国際航空貨物の流れ

輸出の流れ



荷物を富士山静岡空港 (保税蔵置場)へ搬入

荷主からトラックなどで
貨物を集荷し、
富士山静岡空港の
保税蔵置場に運びます。



税関手続き (輸出申告、輸出通関許可)

個数や貨物に異常がないか確認後、
通関情報処理システムにより
輸出申告を行います。
税関による必要な審査及び検査を
経て輸出が許可されます。



貨物の 積み込み

事前に貨物スペースを
予約した航空機に
積み込みを行います。



出発

目的地の空港へのフライト



目的地

空港からトラックなどで目的地に運びます。

輸入の流れ



貨物を乗せた航空機が 富士山静岡空港に到着

航空機から
貨物を積み下ろし、
保税蔵置場へ
搬入します。



保税蔵置場にて 貨物の確認

貨物の個数や
梱包状態を確認します。
貨物が動植物の場合、ここで検疫を行います。



税関手続き (輸入申告、輸入通関許可)

輸入申告内容に対する
審査・検査が行われた後
通関情報処理システムを通して
輸入が許可されます。



貨物の搬出

輸入許可後、貨物は
トラックに積み込まれ、
目的地に向かいます。



目的地



用語 解説



税 関

輸出入の際にかかる関税や消費税などを徴収するほか、薬物、銃器や知的財産侵害物品などの社会の安全・安心を脅かす物品の密輸輸入を取り締まり、貿易の秩序維持と健全な発展を目指す機関です。富士山静岡空港では開港時から清水税関支署静岡空港出張所を開設し、税関職員が通関（輸出・輸入）手続きを行っています。

検 疫

国内に常在しない感染症の病原体が持ち込まれるのを防ぐために、港や空港などで、旅客・貨物などを検査し、必要に応じて隔離・消毒その他の措置を行います。富士山静岡空港では、検疫所、植物防疫所、動物検疫所の空港内出張所を開設しています。

ほ ぜ い そ う ち じ ょ う 保税蔵置場

外国貨物（輸入手続がまだ済んでいない貨物、輸出の許可を受けた貨物、日本を通過する貨物）を置くことができる場所として、税関長が許可した場所をいいます。ここには、外国貨物を積卸し、又は蔵置（原則2年、延長可能）することができ、その間は関税などの税金はかかりません。



国内外の他の空港では、
どんな貨物が運ばれているか調べてみよう！